

第 2 0 号議案

東京都台東区児童育成手当条例及び東京都台東区ひとり親
家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)の改正に伴い、
支給要件に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区児童育成手当条例及び東京都台東区ひとり親
家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(東京都台東区児童育成手当条例の一部改正)

第1条 東京都台東区児童育成手当条例(昭和46年10月台東
区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶
者」に改める。

(東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一
部改正)

第2条 東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条
例(平成元年12月台東区条例第45号)の一部を次のように
改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶
者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都台東区児童育成手当条例
第4条第2項の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成
手当から適用し、同月前の月分の児童育成手当については、な
お従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の
医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成32年
1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用
し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、な
お従前の例による。